

議第44号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,084」を「4,128」に、「6,253」を「6,297」に改め、同条第5号中「270」を「254」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行すること等に伴い、職員の定数を変更するため提案するものである。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県部設置条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例等の一部を改正する条例

(山形県部設置条例の一部改正)

第1条 山形県部設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号ニを次のように改める。

ニ スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項を除く。)

(山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第2条 山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(令和2年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山形県体育施設条例の一部改正)

2 山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までの規定中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第5条中「き損」を「毀損」に、「県教育委員会」を「知事」に改める。

第6条第1項、第9条第1項第3号及び第2項から第4項まで並びに第10条第1項第5号及び第2項中「県教育委員会」を「知事」に改める。

第13条中「県教育委員会規則」を「規則」に改める。

(山形県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 山形県スポーツ推進審議会条例(平成23年10月県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第1項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則の規定により山形県教育委員会若しくは山形県教育委員会の委任を受けた者に対してされている申請その他の行為で、施行日以後において第2条の規定による改正後の山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例本則第2号の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事若しくは知事の委任を受けた者がした処分その他の行為又は知事若しくは知事の委任を受けた者に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行するため提案するものである。

議第46号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号及び第18号中「職員」を「職員等」に改め、同条第19号中「農林大学校」を「東北農林専門職大学及び農林大学校」に、「職員」を「職員等」に改め、同条第21号中「職員」を「職員等」に改める。

第6条の4第1項第5号中「相談及び指導業務」を「相談及び援助業務」に改める。

第7条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「職員」を「職員等」に、「農林大学校」を「東北農林専門職大学、農林大学校」に改める。

第10条第1項中「農林大学校」を「東北農林専門職大学、農林大学校」に改める。

第12条の2の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「職員」を「職員等」に、「農林大学校」を「東北農林専門職大学、農林大学校」に改める。

第12条の3の見出しを「（東北農林専門職大学及び農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当）」に改め、同条第1項中「農林大学校」を「東北農林専門職大学及び農林大学校」に、「職員」を「職員等の」に、「入校者」を「学生又は入校者」に改め、同条第3項中「農林大学校」を「東北農林専門職大学及び農林大学校」に、「職員」を「職員等」に改める。

第13条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「職員」を「職員等の」に、「職員が」を「職員並びに人事委員会規則で定める職員等が」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第21号及び第13条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第21号及び第13条の規定は、令和6年1月15日から適用する。

提 案 理 由

東北農林専門職大学に勤務する職員等が有毒ガス発生を伴う作業に従事した場合等に新たに特殊勤務手当を支給するとともに、公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特務手当の支給の対象とする職員等を追加する等のため提案するものである。

議第47号

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第48号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号中「6,600円」を「7,200円」に、「4,600円」を「5,300円」に、「3,700円」を「4,200円」に改め、同項第33号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項第38号中「5,700円」を「6,600円」に、「3,800円」を「4,400円」に改め、同項第59号の表口の項を次のように改める。

ロ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この号、次号及び第74号において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
(イ) 処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	91,000円（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）
(ロ) 処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	75,000円（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）
(ハ) 処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60,000円（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）
(ニ) 処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44,000円（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申

<p>(ホ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立法メートル未満の設備</p>	<p>請に対する審査にあつては、6,000円) 27,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>
<p>(ハ) 処理容積が25,000立方メートル以上10万立法メートル未満の設備</p>	<p>21,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>
<p>(ト) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立法メートル未満の設備</p>	<p>16,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>
<p>(チ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立法メートル未満の設備</p>	<p>13,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>
<p>(リ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立法メートル未満の設備</p>	<p>11,000円 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>
<p>(ヌ) 処理容積が100立方メートル以上200立法メートル未満の設備</p>	<p>7,400円 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)</p>

第2条第1項第63号中「(昭和42年法律第149号)」を削り、同項第228号の3中「69,500円」を「47,000円」に改め、同項第228号の7中「36,000円」を「24,000円」に改め、同項第228号の10の

表イの項金額の欄中

36,000円

 を

24,000円

 に改め、同項第339号中

「山形県立農林大学校に」を「東北農林専門職大学附属農林大学校に」に、「山形県立農林大学校諸証明書交付手数料」を「東北農林専門職大学附属農林大学校諸証明書交付手数料」に改め、同項第384号の2を第384号の2の3とし、第384号の次に次の2号を加える。

- | | | |
|--|--------------------------------------|---------|
| (384)の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 27,000円 |
| (384)の2の2 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 既存建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | 27,000円 |

第2条第1項第407号を次のように改める。

(407) 削除

第2条第1項第423号の10の表の付表第2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第423号の11の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項」に改め、同号の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同項第423号の11の3から第423号の14までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第423号の15中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項第431号中「生徒」を「学生、生徒」に改め、同項第434号の2中「12,700円」を「14,000円」に改め、同項第462号を次のように改める。

(462) 削除

第2条第1項第463号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証有効期間更新申請手数料」を「警備業認定有効期間更新申請手数料」に改め、同項第464号を次のように改める。

(464) 削除

第2条第1項第474号から第478号までを削る。

第3条第9項中「及び介護支援専門員更新研修手数料」を「介護支援専門員更新研修手数料、介護支援専門員専門研修手数料、主任介護支援専門員研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料」に改める。

別表中「警備業認定証再交付手数料、警備業認定証有効期間更新申請手数料、警備業認定証書換え手数料」を「警備業認定有効期間更新申請手数料」に、「自動車運転代行業認定申請手数料、自動車運転代行業認定証再交付手数料、自動車運転代行業認定証書換え手数料、探偵業届出証明書交付手数料、探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料」を「及び自動車運転代行業認定申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第407号の改正規定 公布の日

(2) 第2条第1項第32号、第33号及び第38号の改正規定 令和6年5月1日

提 案 理 由

建築基準法施行令の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、危険物取扱者試験手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第49号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第11項事務の欄中「及び法」を「、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び法」に改め、同欄第4号中「第6条の3第6項」を「第6条の3第8項」に改め、同欄第5号中「受理」を「受付」に改め、同欄第6号中「の申請の受理」を「（病床数又は病床の種別ごとの病床数の変更に係るもの及び省令第50条第1項の規定の適用を受ける場合に係るものに限る。）の申請の受付」に改め、同欄中第18号を第22号とし、第14号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、同欄第13号中「の申請の受理」を削り、同号を同欄第17号とし、同欄第12号中「受付」を「受理」に改め、同号を同欄第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 法第18条ただし書の規定による病院に専属の薬剤師を置かないことの許可

第2条第1項の表第11項事務の欄中第11号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

(13) 法第12条第1項ただし書の規定による病院の管理の許可

(14) 法第12条第2項の規定による他の病院又は診療所の管理者による病院の管理の許可

第2条第1項の表第11項事務の欄中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同欄第7号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第7条第2項の規定による病院に係る病床数等の変更の許可（前号に規定する変更の許可を除く。）

第2条第1項の表第11項事務の欄に次の1号を加える。

(23) 省令第9条の15の2の規定による速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定

第2条第1項の表第15項事務の欄第17号中「第3項」を「第3項並びに第137条の12第6項及び第7項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に医療法（昭和23年法律第205号）若しくは医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法若しくは同令の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により山形市の長が執行することとなる事務（同項の表第11項第7号、第13号から第17号まで及び第23号に掲げるものに限る。）に係るものは、同日以後においては、山形市の長がした処分その他の行為又は山形市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

提 案 理 由

条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第50号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定する本人確認情報の保護に関する審議会」を「（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する都道府県の審議会」に改める。

第5条中「本人確認情報の保護に関する審議会」を「都道府県の審議会」に改める。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「の規定」を「（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定」に、「の開示」を「又は附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示」に改め、同条第2項ただし書中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、山形県情報公開・個人情報保護審査会において附票本人確認情報の保護に関する事項の調査審議等を行うこととするとともに、附票本人確認情報の開示を受ける者から手数料を徴収するため提案するものである。

議第51号

山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について

山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例を次のように制定する。

山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例

(設置)

第1条 山形新幹線に係る新たなトンネルの整備に関する施策を実施するため、山形県山形新幹線新トンネル整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県山形新幹線新トンネル整備基金を設置するため提案するものである。

議第52号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第53号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（許可証の交付）

第2条の2 知事は、法第55条第1項の規定による営業の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下この条において「許可業者」という。）に対し、規則で定めるところにより、許可証を交付する。

2 許可業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、許可証の書換え交付を受けることができる。

3 許可業者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、許可証の再交付を受けることができる。

第3条に次の2号を加える。

(3) 前条第2項の規定による許可証の書換え交付を受けようとする者 2,000円

(4) 前条第3項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 2,500円

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第2条の2第2項及び第3項並びに第3条第3号及び第4号の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者について準用する。この場合において、第2条の2第2項中「許可証の記載事項」とあるのは、「法の施行のための規則の規定により交付を受けた食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法第52条第1項の規定による営業の許可に係る許可証（以下「許可証」という。）の記載事項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行のための規則の規定により交付を受けている同法第55条第1項の規定による営業の許可に係る許可証は、改正後の第2条の2第1項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

提 案 理 由

飲食店営業等の許可証の書換え交付を受けようとする者等から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第54号

山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について

山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例

山形県脱炭素社会づくり条例（令和5年3月県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(基本方針等)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

第3条 女性自立支援施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(差別的取扱いの禁止)

第7条 女性自立支援施設は、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第8条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第9条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(職員の配置の基準)

第10条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
 - (2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員
 - (3) 栄養士又は調理員
 - (4) 看護師又は心理療法担当職員
 - (5) 事務員
 - (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員
- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、女性自立支援施設の職員の基準は、規則で定める。
- (施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 談話室を兼ねる集会室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前3項に定めるもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、規則で定める。

(自立支援等)

第13条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(保健衛生)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設の運営の基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第66号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定により婦人保護施設に置かれている施設長は、第10条の規定により置かれた施設長とみなす。

提 案 理 由

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものである。

議第56号

山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例の制定について

山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例

山形県婦人保護施設金谷寮条例（昭和39年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山形県女性自立支援施設条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設として、山形県女性自立支援施設（以下「施設」という。）を山形市に置く。

第2条の見出し中「入寮」を「入所」に改め、同条中「金谷寮に入寮」を「施設に入所」に改める。

第3条の見出しを「（退所処分）」に改め、同条中「金谷寮」を「施設」に、「退寮」を「退所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、山形県婦人保護施設金谷寮の名称を変更する等のため提案するものである。

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の設定について

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例を次のように制定する。

山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県が、毎年度予算の範囲内において、新たに県内の病院において薬剤師の業務に従事することとなった者に対し、その者の奨学金の返還に必要な資金（以下「返還資金」という。）を貸与し、もって県内の病院に勤務する薬剤師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金その他の学資として貸与を受けた資金（当該資金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）であつて、知事が適当と認めるものをいう。

(貸与の対象者)

第3条 返還資金の貸与を受けることができる者は、新たに県内の病院において薬剤師の業務に従事することとなった者であつて奨学金の返還の債務があるもの（当該債務について遅滞の責任を負っている者を除く。）その他知事が特に必要と認めた者とする。

(返還資金の額及び貸与期間)

第4条 返還資金の年額は、返還資金の貸与を受ける者が当該年度においてその者の奨学金の返還の債務の履行のために負担した額（その額が5万円に当該年度における業務従事期間（返還資金の貸与を受ける者が県内の病院において薬剤師の業務に従事した期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）以内の額とする。

2 返還資金を貸与する期間は、返還資金の貸与を受ける者が奨学金の貸与を受けていた期間に相当する期間以内の期間とする。ただし、その期間が通算して72箇月を超えるときは、72箇月とする。

(貸与の打切り)

第5条 知事は、返還資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 県内の病院において薬剤師の業務に従事しない期間が、継続して1箇月に達したとき。
- (2) 返還資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により返還資金の貸与を受けたとき。
- (4) その他返還資金の貸与の目的を達する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかの事由により県内の病院において薬剤師の業務に従事していない者については、規則で定める期間は、適用しない。この場合において、当該期間は、前条第2項に規定する返還資金を貸与する期間に算入しないものとする。

- (1) 薬剤師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修を受けているとき。
- (2) 使用者から出向、転勤その他の県内の病院において薬剤師の業務に従事しないこととなる異動を命ぜられたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、返還資金の貸与を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める理由により、県内の病院において薬剤師の業務に従事していないとき。

(返還)

第6条 返還資金の貸与を受けた者は、前条第1項の規定により返還資金の貸与を打ち切られたとき又は返還資金の貸与の期間が満了したときは、貸与を受けた返還資金に利息を付した額（第8条第2項の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額）を、当該事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、返還資金の貸与を受けた日の翌日から最後に返還資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。

(返還の猶予)

第7条 知事は、前条第1項の規定により返還資金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が存続する間（第2号に該当する場合にあっては、規則で定める期間を限度として当該事由が存続する間）、返還資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 次号に定める事由が存続する期間を除き、返還資金の貸与を打ち切られ、又は返還資金の貸与の期間が満了した日から引き続き県内の病院において薬剤師の業務に従事しているとき。

(2) 第5条第2項第1号又は第2号に掲げる事由により県内の病院において薬剤師の業務に従事していないとき。

2 知事は、前項に定める場合のほか特に必要と認めるときは、期間を定めて返還資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(返還の免除)

第8条 知事は、前条第1項第1号の規定により返還資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 業務従事期間が、返還資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間に達したとき。

(2) 業務従事期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 知事は、前項に定める場合のほか、返還資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により返還資金を返還することができないと認めるときは、返還資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(違約金)

第9条 返還資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく返還資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

県内の病院に勤務する薬剤師の確保を図るため、新たに県内の病院において薬剤師の業務に従事することとなった者に奨学金の返還に必要な資金を貸与するため提案するものである。

議第58号

医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について

医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「の病床に」を「（特別措置病室を除く。）の病床に」に改める。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域における既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準並びに病院の人員の基準を変更するため提案するものである。

議第59号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康包括支援センター（以下「母子健康包括支援センター」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項に規定するこども家庭センター（以下「こども家庭センター」に、「母子健康包括支援センターに」を「こども家庭センターに」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

母子保健法等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第60号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第20条ただし書及び第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第33条ただし書及び第38条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第41条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第49条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第57条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第57条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第57条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第63条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第83条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第90条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第97条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第101条第4項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削る。

第114条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第119条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第120条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第127条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

第127条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「同項」を「指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項から第4項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項第2号及び第3号に規定する浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所

の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

3 第1項第2号及び第3号に該当するユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、前2項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

第133条ただし書、第143条ただし書及び第151条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第154条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第154条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福祉用具であつて特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。次章において同じ。）であるもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第161条中「（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第163条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第165条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第165条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の

事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項（新条例第54条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第17条の2（新条例第60条において準用する場合に限る。）及び第58条の規定の適用については、新条例第4条第3項及び第17条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新条例第58条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第38条第1項ただし書、第41条、第49条、第57条及び第90条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

提 案 理 由

訪問介護員等は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする等のため提案するものである。

議第61号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第25条ただし書、第33条ただし書、第38条第1項ただし書、第87条ただし書及び第106条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第111条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第112条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第121条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

第121条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「同項」を「指定居宅サービス等基準条例第127条第1項から第4項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 前項第2号及び第3号に規定する浴室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

3 第1項第2号及び第3号に該当するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前2項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

第127条ただし書、第139条ただし書、第148条ただし書及び第160条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和3年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項(新条例第54条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)、第27条の6(新条例第58条において準用する場合に限る。)及び第56条の規定の適用については、新条例第4条第3項及び第27条の6中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、新条例第56条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第38条第1項ただし書の改正規定は、同年6月1日から施行する。

提 案 理 由

指定介護予防訪問入浴介護事業者等の管理者が兼務することができる事業所、施設等の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第62号

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例(昭和24年5月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第3項中「及び同法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(同法第21条の6の規定による措置に係るものを除く。)」を削る。

(山形県立こども医療療育センター条例の一部改正)

第2条 山形県立こども医療療育センター条例(昭和57年3月県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する医療型児童発達支援センター」を「及び同法第43条に規定する児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第63号

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年2月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第64号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第54条―第56条）」を「第11章 削除」に、「第15章 雑則（第70条）」を「第15章 里親支援センター（第70条―第73条）
第16章 雑則（第74条）」に改める。

第3条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第7条の2第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第44条第1項第3号イ及び同項第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第5号イを次のように改める。

イ 支援室及び屋外遊戯場

第45条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第48条第1項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第49条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第51条第1項を次のように改める。

児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

第51条第2項中「前項」を「前2項」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第52条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項ただし書及び各号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第2項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第52条第7項中「第55条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第53条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第54条から第56条まで 削除

第69条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第70条を第74条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第70条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第71条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第72条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第73条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第11条の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、改正後の第51条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされている者については、改正後の第52条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に存する改正前の第51条第1項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設備については、改正後の第51条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に存する改正前の第51条第1項第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置くべき職員については、改正後の第52条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、医療型児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準を廃止するとともに、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定める等のため提案するものである。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第32条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第33条・第34条）を「第3章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準（第35条）

第4節 運営に関する基準（第36条―第38条）」

第2条第2号中「、第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条ただし書を削る。

第4条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。

第7条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第3項ただし書中「併せて」を「前項の設備を除き、併せて」に改める。

第12条ただし書中「にあっては」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては」に改める。

第15条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第15条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第15条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第17条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第27条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第32条から第38条まで 削除

第39条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第42条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第46条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第53条中「第15条まで」を「第15条(第4項を除く。)まで、第15条の2」に改める。

第54条第1項中「第33条、」を削り、「第47条の3第1項並びに」を「第47条の3並びに」に改め、「、第33条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と」を削り、「第49条第1項」を「同条第2項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第49条第1項」に改める。

第56条第1項中「、第36条」を削り、同条第2項中「、第36条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第36条」を削る。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条に規定する指定児童発達支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた者が指定児童発達支援の事業を行う事業所の設備については、改正後の第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所(改正前の第7条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に限る。以下同じ。)に置くべき従業者及び当該事業所の利

用定員については、改正後の第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備については、改正後の第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

提 案 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、医療型児童発達支援の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を廃止する等のため提案するものである。

議第66号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「を作成」を「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成」に改め、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する」を削る。

第5条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第9条第1項中「に基づき」を「及び移行支援計画に基づき」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第20条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第21条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

指定障害児入所施設等が、15歳以上の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画を作成することとする等のため提案するものである。

議第67号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第74条の4」を「第74条の5」に、「・第75条の2」を「-第75条の3」に、「第10章
「第9章の2 就労選択支援
第1節 基本方針（第82条の3）
就労移行支援」を 第2節 人員に関する基準（第82条の4・第82条の5） に改め、「・第
第3節 設備に関する基準（第82条の6）
第4節 運営に関する基準（第82条の7・第82条の8）
第10章 就労移行支援」

102条の15」を削る。

第2条第9号中「、指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を
削る。

第4条第1項中「及び第7章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第13条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1
号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことがで
きるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第22条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改め
る。

第26条第4項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利
用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第37条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第43条の4第1号及び第2号中「第74条の3」を「第74条の4」に改める。

第50条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利
用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが
できるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第71条第1項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第8章第5節中第74条の4を第74条の5とし、第74条の3を第74条の4とし、第74条の2の次に
次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第74条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

第75条中「第110条」を「第75条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第110条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」を「指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者」に、「指定通所介護等」を「指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第86条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。)」に改める。

第8章第6節中第75条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第75条の3 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)(地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスをいう。次項において同じ。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員

2 前項に定めるもののほか、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第82条の3 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(就労選択支援員)

第82条の4 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)ごとに就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定める者をいう。次項において同じ。)を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定就労選択支援事業所の就労選択支援員の基準は、規則で定める。

(準用)

第82条の5 第27条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第82条の6 第40条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第82条の7 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(準用)

第82条の8 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第102条の2中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この条において「」及び「」という。）」を削る。

第102条の6を次のように改める。

(実施主体)

第102条の6 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第102条の11に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第102条の14を削り、第102条の15を第102条の14とする。

第103条中「排せつ又は」を「排せつ若しくは」に、「行うもの」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの」に改める。

第106条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第107条の2及び第107条の8中「排せつ又は」を「排せつ若しくは」に、「を適切かつ効果的に」を「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」に改める。

第108条中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第33条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削る。

第111条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第112条中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第74条の4」を「第74条の5」に、「・第75条の2」を「一第75条の3」に改め、「・第102条の15」を削る部分を除く。）、第4条第1項の改正規定、第9章の次に1章を加える改正規定及び第102条の2の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

就労選択支援に係る指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める等のため提案するものである。

議第68号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号ロ及び第2号イ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第13条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

指定障害者支援施設が講じなければならない措置に、利用者の地域生活への移行に向けた措置を追加する等のため提案するものである。

議第69号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第31条―第35条）」を
「第5章 自立訓練（生活訓練）（第31条―第35条）」に改める。
第5章の2 就労選択支援（第35条の2―第35条の6）」

第2条第8号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第3条第1項中「第8章」を「第5章まで及び第6章から第8章」に改める。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第24条第1項第3号及び第29条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第35条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第35条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

（職員の配置）

第35条の4 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として規則で定める者をいう。）

2 前項に定めるもののほか、就労選択支援事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

（実施主体）

第35条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(準用)

第35条の6 第8条、第12条、第14条から第17条の2まで、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画(療養介護に係る個別支援計画をいう。）」に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは、「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第36条の次に次の1条を加える。

(規模)

第36条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

第38条第1項中「就労移行支援の事業を行う者」を「就労移行支援事業者」に改め、「当該事業を行う事業所(以下「」及び「」という。）」を削る。

第39条中「第23条まで」を「第21条まで、第23条」に改め、「第22条ただし書及び」を削る。

第50条第1項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次及び第3条第1項の改正規定並びに第5章の次に1章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

就労選択支援に係る障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める等のため提案するものである。

議第70号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第10条第1項第1号ロ及び第2号イ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

障害者支援施設が講じなければならない措置に、利用者の地域生活への移行に向けた措置を追加する等のため提案するものである。

議第71号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中 「28,000円」 を 「29,500円」 に、 「7,240円」 を 「7,380円」 に、
「18,900円」 を 「19,400円」 に、 「730円」 を 「740円」 に、
「2,320円」 を 「2,420円」 に改め、同表の備考第2項中「1,160円」を「1,210円」に改

める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、額の適正化を図るため提案するものである。

議第72号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例
山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2 設備の項の表中

7,020円
16,010円

を

7,290円
16,680円

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県高度技術研究開発センターの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第73号

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例

山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,500円」を「6,800円」に、「650円」を「680円」に、「4,300円」を「4,500円」に、「430円」を「450円」に、「3,200円」を「3,300円」に、「320円」を「330円」に、「520円」を「540円」に、「350円」を「360円」に、「260円」を「270円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県県民の海・プールの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第74号

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

置賜文化ホール条例の一部を改正する条例
置賜文化ホール条例（平成13年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

8,230円	を	8,640円	に改め、同表の備考第5項第1号中
380円		390円	
460円		480円	
1,950円		2,040円	

「4,710円」を「4,940円」に改め、同項第2号中「480円」を「500円」に改め、同項第4号中

「740円」を「770円」に改め、同別表第2項の表中

2,090円	を	2,190円	に改める。
2,790円		2,920円	
1,390円		1,450円	
870円		910円	
1,040円		1,090円	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

置賜文化ホールの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第75号

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表の備考第4項中「別表第1第1項に掲げる施設」を「施設等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県総合文化芸術館の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第76号

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例

山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第13条第1項中「又は法」を「、法」に改め、「から」を「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者から漁港の区域内の水域又は公共空地の占有料を徴収する等のため提案するものである。

議第77号

山形県水産振興条例の一部を改正する条例の制定について

山形県水産振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県水産振興条例の一部を改正する条例

山形県水産振興条例（令和3年3月県条例第39号）の一部を次のように改正する。
第10条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第78号

山形県東北農林専門職大学基金条例の設定について

山形県東北農林専門職大学基金条例を次のように制定する。

山形県東北農林専門職大学基金条例

(設置)

第1条 東北農林専門職大学の学生及び東北農林専門職大学附属農林大学校の入校者に対し、修学を支援する事業を実施するため、山形県東北農林専門職大学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県東北農林専門職大学基金を設置するため提案するものである。

議第79号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占有物件		占有料			
		単位	所在地		
			第1級地	第2級地	第3級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	570	480	430
	第2種電柱		870	730	670
	第3種電柱		1,200	990	900
	第1種電話柱		510	430	390
	第2種電話柱		810	680	620
	第3種電話柱		1,100	940	850
	その他の柱類		51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	420	380
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	300	260	230	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	360	330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	870	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91	77	70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	100	93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	180	160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	260	230
	外径が1メートル以上のもの		610	510	470

法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運 行補 助施 設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設け るもの	長さ1メー トルにつき1年	3	3	2
			その他のも の		10	9	8
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1本につき1 年	810	680	620
		その他 のもの	上空に設け るもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	510	430	390
			地下に設け るもの		300	260	230
		その他のもの			1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平 方メートルに つき1年	1,000	850	780
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地 下室	階数が1の もの		Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2の もの			Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以 上のもの			Aに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			900	430	290	
	地下に設ける通路			540	260	180	
	その他のもの			1,000	850	780	

法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	18	9	6
	その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	180	87	59
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	180	87	59
		その他のも の	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,800	870	590
	標識		1本につき1 年	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1 日	18	9	6
		その他のも の	1本につき1 月	180	87	59
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平 方メートルに つき1日	18	9	6
		その他のも の	その面積1平 方メートルに つき1月	180	87	59
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1 月	1,800	870	590
		その他のも の		900	430	290

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	780
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1年	180	87	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100	85	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額

令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.015 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.022 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の	Aに0.015 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.022 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可をした道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの（同日以後に当該許可に係る期間が更新された道路の占用を含む。以下「既存占用」という。）に係る令和6年度以降の各年度分の占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合は、この限りでない。
 - (1) 令和6年度 当該既存占用について、改正前の第2条及び別表並びに山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第42号）附則第2項の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和7年度以降の各年度 当該既存占用に係る前年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額

提 案 理 由

防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等に係る道路の占用料の額を定めるとともに、その他の占用物件に係る道路の占用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第80号

山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の設定について

山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例を次のように制定する。

山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第3条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議第81号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。
附則第3項及び第4項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するため提案するものである。

議第82号

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
 山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の一部を次のように改正する。
 本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用料の額
体育館	330平方メートル未満	990円
	330平方メートル以上 660平方メートル未満	2,000円
講堂	660平方メートル以上 990平方メートル未満	4,030円
	990平方メートル以上	6,060円
会議室		
教室	1 室	350円
弓道場 相撲場		990円
屋外運動場	グラウンド	2,000円
	テニスコート	1 面 610円
プール		2,000円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室	350円
	宿泊を伴う場合	730円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

県立学校の施設の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第83号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教 員	養 護 教 員	栄 養 教 諭	寄宿舎 指導員	実 習 助 手	事 務 職 員	技 術 職 員	その他 の職員	計
市町村立 学校	人 5,605	人 319	人 64	人	人	人 344	人	人 10	人 6,342
県立中学 校	24	2				2		3	31
県立特別 支援学校	823	26		69	24	50		65	1,057
県立高等 学校	1,697	53			143	150	14	111	2,168

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

議第84号

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第7条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

教育職員の業務の量の適切な管理等を教育職員のサービスを監督する教育委員会が行うこととするため提案するものである。

議第85号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和52年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「県教育委員会」を「知事又は県教育委員会」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「県教育委員会」を「補償を実施する機関」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「県教育委員会」を「補償を実施する機関」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（実施機関）

第2条 補償を実施する機関は、県立の大学の学校医等に関しては知事、大学以外の県立の学校の学校医等に関しては県教育委員会とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

東北農林専門職大学の設置に伴い、知事を県立の大学の学校医等の公務上の災害に対する補償を実施する機関とする等のため提案するものである。

議第86号

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 山形県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 山形県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 山形県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和2年3月県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。